1−50

戸籍謄本（抄本）等の請求書（郵送用）

（宛先）　　市区町村長　　年　月　日

次のとおり、本人確認書類の写しと手数料（定額小為替）、返信用封筒（切手貼付）などを添えて請求します。

請求者	住所 〒 （住民登録地）			
	※署名してください （ふりがな） 氏名	生年月日	M・T・S・H 年　月　日	昼間連絡がとれる電話番号を必ず記入してください —　—

必要な証明書	本籍（番地または街区符号まで正確に記入してください）	
	筆頭者の氏名　（ふりがな） （戸籍の最初に書かれている人）	
	必要な方の氏名　（ふりがな） （どなたのものが必要ですか？）　生年月日　M・T・S・H・R　年　月　日	
	請求する戸籍の方との関係（請求者からみて） 本人・配偶者・子・孫・父母・祖父母・その他（　）※その他の場合委任状等が必要です。	
	証明の種類	
	□戸籍（現在）450円 □除籍　750円 □改製原戸籍 750円	いずれかにチェック　□謄本（全部事項証明）　通 □抄本（個人事項証明）　通
	□戸籍の附票 200円	いずれかにチェック　□謄本（全部）　通　□抄本（一部）　通 次の記載が必要な場合はチェックしてください。（チェックがない場合、省略されます。）　□本籍・筆頭者 □在外選挙人名簿登録 □住民票コード
	□身分証明　200円	通　※本人以外からの請求の場合は、委任状が必要です。
	□独身証明　200円	通　※本人以外からの請求の場合は、委任状による直系親族のみ請求が可能です。
	□受理証明　350円	[　届]　届出年月日　年　月　日　通
	□届書記載事項証明 350円	[　届]　届出年月日　年　月　日　通
	□その他の証明	[　]　通

謄本：戸籍に記載されている全員の写し　　抄本：戸籍の中の必要な人だけの写し

請求理由	□パスポート　□公的年金 □相続　※下にもご記入下さい お亡くなりになった人の氏名　[　] ・（　）の亡くなったことがわかるもの　通 ・（　）の（出生・婚姻）から（婚姻・死亡・現在）まで　各　通 ・（　）と（　）の関係のわかるもの　通 □車の廃車等の手続き　車検証の住所　[　] □その他（具体的にご記入ください。例：〇〇の手続きの為に△△へ提出する為） 最近1週間以内に戸籍の届出をされた方は、その内容をお書きください。 出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・（　）届を　年　月　日に提出 届出をした市区町村名（　）
同封した、返送先の住所を明らかにする本人確認書類	□マイナンバーカード　□運転免許証　□その他（　） ※コピーしたものの氏名が見切れていないか確認してください ※マイナンバーカードは表面のみコピーしてください

相続手続きの戸籍の請求は、相続人の関係が証明できる戸籍謄本（抄本）の写しなどが必要な場合があります。

第三者請求の場合は、請求理由が確認できる疎明資料の添付が必要な場合がありますので、詳しくはお問合せください。　R7.3

戸籍謄本(抄本)や身分証明書の郵便での取り寄せ方法

本籍のある市区町村役場に次のものを同封のうえ、郵便で請求してください。

① 戸籍謄本(抄本)等の請求書(郵送用)

② 住所が記載された本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の写し

※パスポートは本人確認書類にはなりません。

③ 手数料

※現金や切手ではなく、ゆうちょ銀行(郵便局)の「定額小為替」でお願いします。

④ 返信用封筒

返信先を記入し、切手を貼付してください。

(1)手数料額について

四日市市の手数料は請求書のとおりです。

「附票の写し」「身分証明書」の手数料は市区町村によって異なりますので、本籍地の役所にご確認ください。

※定額小為替には何も記入しないでください。

※相続等のお手続きの為、出生から死亡までの一連の戸籍をご請求の場合、1セット3,000円が目安となります。為替不足の場合はご連絡させていただきます。

事前のお電話での金額案内は致しかねますので、ご了承ください。

(2)本人確認書類について

マイナンバーカード、運転免許証、国民健康保険証などの写しが必要です。

本人確認書類をお持ちでない場合は、本籍のある市区町村役場の担当課へ事前に電話をして確認してください。

本籍地が四日市市の場合は TEL(059)354−8553 へお電話ください。

※いずれも送付先の住所と氏名が記載されているもの。パスポートは本人確認書類にはなりません。

※マイナンバーカードは表面のみコピーしてください。

※健康保険証のコピーを送付いただく場合、被保険者記号・番号は見えないようにマスキングしてください。

※本人確認書類の写しは、氏名などが見切れていないかを必ずご確認ください。

(3)資料の提供について

本人等以外の第三者が請求者の場合は、請求理由(自己の権利行使や義務履行のために必要な場合、国や地方公共団体の機関に提出する必要がある場合など)を詳しく記載していただきます。また、疎明資料の提示を求める場合があります。正当な理由があると認められない場合は、証明書を発行することができません。

(4)本籍地が四日市市の場合の送付先について

〒510−8601

四日市市役所 市民課 郵送担当宛(住所の記入は不要です。)

(5)法人からの請求について

請求者欄に法人名、所在地、代表者氏名を記入のうえ、代表者印又は社印を押印してください。さらに枠外に担当者の住所・氏名を記入のうえ、担当者の社員証の写しとマイナンバーカードなどの写しを添付してください。※法人が戸籍を請求する場合は、発行から3か月以内の代表者事項証明書原本が必要です。

偽り、その他不正な手段によって交付を受けたときは、法により罰せられます。基本的人権又はプライバシーの侵害につながるおそれのある場合は、交付できません。

R7.3